に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額及び当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、四百円を控除した金額とする。

十二　一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額にかかわらず、一の項及び二の項に掲げる無線局にあつては四百円、四の項及び六の項に掲げる無線局にあつては二百円、五の項に掲げる無線局にあつては三百円とする。

十三　特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画におけるこの表の下欄に掲げる周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七の一の項中「〇・〇二七七」を「〇・〇二七三」に改め、同表の二の項中「〇・〇四五九」を「〇・〇四四八」に改め、同表の三の項中「〇・四七〇三」を「〇・四七四五」に改め、同表の四の項中「〇・〇二二七」を「〇・〇二二三」に改め、同表の五の項中「〇・〇一五六」を「〇・〇一五四」に改め、同表の六の項中「〇・一一九六」を「〇・一一九一」に改め、同表の七の項中「〇・一六三六」を「〇・一六三三」に改め、同表の八の項中「〇・〇三八〇」を「〇・〇三八六」に改め、同表の九の項中「〇・〇一九九」を「〇・〇一九五」に改め、同表の十の項中「〇・〇六八二」を「〇・〇六七八」に改め、同表の十一の項中「〇・〇〇八〇」を「〇・〇〇七九」に改め、同表の十二の項中「〇・五六六六」を「〇・五六八九」に改め、同表の十三の項中「〇・四三三四」を「〇・四三一一」に改め、同表の十五の項中「〇・二三五二」を「〇・二三七三」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八一八」を「〇・〇八一七」に改める。

別表第八を次のように改める。

別表第八（第百三条の二関係）

広域使用電波の区分			金額
別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	電気通信業務を行うことを目的とする無線局に係るもの	二千二十五メガヘルツを超え二千百十メガヘルツ以下又は二千二百メガヘルツを超え二千二百九十メガヘルツ以下の周波数のもの	一億千六百八十三万六千二百円
		その他のもの	一億千六百八十三万六千二百円
	その他のもの	二千五百四十五メガヘルツを超え二千六百五十五メガヘルツ以下の周波数のもの	二千五百五十七万千七百円
		その他のもの	一億千六百八十六万八千二百円
別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域使用電波			二百八十九万三千二百円
別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電波			六百六十四万四千百円

備考　広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以外の無線局のいずれにも使用させるものとして総務大臣が指定するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、同欄に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

別表第九の一の項中「五千九百八十円」を「七千百七十円」に、「三千五百六十円」を「四千二百七十円」に、「千百十円」を「千三百三十円」に、「六百六十円」を「七百九十円」に、「九万七千六百円」を「十一万七千百円」に、「五万三千二百円」を「六万三千八百円」に、「一万七千六百円」を「二万千百円」に、「九千円」を「一万八百円」に改め、同表の二の項中「三千五百六十円」を「四千二百七十円」に改める。

（放送法の一部改正）

第二条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第二号中「第十四条第三項第二号」を「第十四条第二項第二号」に、「免許状に記載された」を「免許記録（同法第十四条の二に規定する免許記録をいう。以下同じ。）に記録されている」に改める。

第八十四条の二第一項中「作られた記録をいう」を「作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ」に改める。

第九十二条の見出し中「受信」を「受信等」に改め、同条中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずるように努めるものとする。

第九十四条の見出し中「認定証」を「認定記録」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る次に掲げる事項（衛星基幹放送にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。）を記録した電磁的記録を作成し、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該認定に係る認定基幹放送事業者に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該認定の有効期間中、当該認定基幹放送事業者が閲覧することができる状態に置かなければならない。

一　認定の年月日及び認定の番号
二　認定を受けた者の氏名又は名称
三　基幹放送の種類
四　電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
五　放送対象地域
六　基幹放送に係る周波数
七　放送事項

第九十四条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（証明書の交付）

第九十四条の二　認定基幹放送事業者は、総務大臣に対し、前条第二項の規定により作成された当該認定基幹放送事業者に係る電磁的記録（以下「認定記録」という。）に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

第九十七条第三項第一号及び第二号中「免許状に記載すべき」を「免許記録に記録すべき」に改める。

第九十九条を次のように改める。

（認定記録の変更）

第九十九条　総務大臣は、第九十七条第一項の規定による許可をしたとき、同条第二項若しくは前条第一項の規定による届出があつたとき、第九十七条第三項の規定による指定の変更をしたとき、又は前条第二項若しくは第三項の規定による認可をしたときは、認定記録を変更し、当該認定記録に係る認定基幹放送事業者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。